

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 365 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分を除き開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成20年4月1日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成20年4月（又は平成20年3月末）現在の東広島地域事務所長の事務引継書（以下「本件対象文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件対象文書について、条例第10条第2号、第3号、第5号及び第6号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年4月16日付け東広総第1号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成20年5月18日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、不開示とされた懸案事項の記述（以下「本件不開示部分」という。）について、適正に開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書における主張

本件処分は、平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号による不許可処分の処分庁である東広島地域事務所長（〇〇支局長を含む。）が、裁量権を濫用した違法な処分を強行したことを隠匿するために、本件対象文書に記載された懸案事項の記述を全て開示しなかった不当な処分である。

当該不許可処分の理由として公文書に明記されたのは、「近くに橋があ

り、進入路もあることから橋の設置については、必要不可欠性が認められない。単に利便性が向上するなどの理由では、許可できない。」というものである。しかし、当該理由は所轄部署の〇〇支局長が捏造した法的根拠の全くない著しい裁量権の濫用によるものであり、再審査庁の国土交通大臣は、平成 18 年 8 月 22 日付け国河政第 225 号の裁決書をもって、違法な処分であった「平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分」を取り消す旨の裁決を行った。

その後、竹原支局長は、全く同一の橋梁設置申請書に対して、処分の理由を当初とは違う内容に書き換えるだけの手法で平成 19 年 5 月 8 日付け指令東広建竹第 38 号による再度の不許可処分を強行するなど、裁量権の濫用は際限なく続いている。公務員としてあるまじき著しい裁量権の濫用による違法な処分を強行したことを隠匿するため不当な本件処分を強行したものであり嚴重に抗議する。

このことから、真に不開示とすべき個人情報などの一部の記載事項を除き、組織的に裁量権を濫用した「平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分など」に関する記述を含め、本件不開示部分を適正に開示するよう要求する。

(2) 意見書における主張

平成 20 年 6 月 30 日付け東広総第 6 号の理由説明書によれば、「(前略) 人事管理に係る事務に関し、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため(後略)」とか、「事業概要や課題、経過、問題点、処理方針等については、(中略) 当該事項の関係者が当機関に追及等を行うなど(後略)」という、自らの事情を一方的に、かつ、絶大な裁量権をもって擁護し、本来は当然に開示すべき行政の情報を隠匿したものである。

また、平成 20 年 4 月 17 日付け土整第 15 号の行政文書部分開示決定通知書などで部分開示された内容とは著しく相違する不開示の結果であり、東広島地域事務所長が裁量権を濫用したことは明白であることから、本件不開示部分を適正に開示するよう要求する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 平成 20 年度組織・人員状況の増減要因等について

東広島地域事務所各課の人員数に関して、平成 19 年度と平成 20 年度を比較し、その増減要因等を具体的に記載したものである。

この情報が公にされれば、人員を増減するに当たっての内部的な基準等が推測されることにより、例えば、各部署がその基準等を踏まえ人員減につながると考えられる関係情報を人事当局に報告しないなど、人事管理に係る事務に関し、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 10 条第 6 号に該当すると判断し、不開示とした。

2 主要事業・懸案事項について

平成20年2月又は3月時点における東広島地域事務所の主要事業・懸案事項に係る課題や処理方針等をまとめたものである。

まず、この項目の中には、その記載内容から特定の個人が識別され得る情報が含まれており、これらの情報は、条例第10条第2号に該当すると判断し、不開示とした。

また、この項目の中には、事業者の名称等が含まれているが、当該事業者は県が指導を行うべき相手方であり、この情報が公になれば、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号に該当すると判断し、不開示とした。

そして、事業概要や課題、経過、問題点、処理方針等については、当機関内部における検討途中の段階の情報であり、未成熟なものも含まれており、公にすることにより、懸案事項や課題として当機関が認識していることやその内容を知った当該事項の関係者が当機関に追及等を行うなど、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第5号に該当すると判断し、不開示とした。

なお、この項目の一部については、公にすることにより、記載されている課題や処理方針等が明らかとなること及び関係者が関係機関に追求等を行うことによって、当機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号を不開示の理由として追加する。

以上のとおり、本件対象文書について、条例第10条第2号、第3号、第5号及び第6号の不開示情報に該当する部分を不開示とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 条例第10条第2号、第3号、第5号及び第6号の不開示情報について

ア 条例第10条第2号について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の

遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

イ 条例第10条第3号について

条例第10条第3号本文は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここで、「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば、「開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等に支障があるおそれがあるもの」のような情報などをいう。

ウ 条例第10条第5号について

条例第10条第5号では、「県の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

ここで、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」のある情報とは、次のようなものである。

(ア) 公にすることにより、外部からの圧力、干渉等によって率直な意見の交換が不当に妨げられたり、中立的な意思決定ができなくなるもの

(イ) 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であって、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

(ウ) 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

また、「不当に」とは、審議、検討、協議、調査研究等に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報については、公にすることによる利益と公にすることによって生じる支障とを比較衡量した上で、公にすることの公益性を考慮しても、なお、その支障が重大で放置することができない程度のものである場合をいうものである。

エ 条例第10条第6号について

条例第 10 条第 6 号では、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

- (ア) 監査，検査，取締り，許可，認可，徴税又は試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ
- (イ) 契約，入札，交渉，渉外又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（以下略）

なお、「支障」の程度については，単に名目的なものでは足りず，実質的なものであることが必要であり，「おそれ」の程度についても，抽象的な可能性では足りず，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて，法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ，本件不開示部分は，「平成19年度主要事業・懸案事項等一覧表」，「平成19年度東広島地域事務所の主要事業・懸案事項」，「主要事業・懸案事業（事項）等執行状況表」等の様式に記載され，当該各様式は，東広島地域事務所の総務局，税務局，厚生環境局保健所，農林局，建設局及び建設局竹原支局の順に，当該局ごとにまとめて編綴されていた。

また，実施機関は，当該各様式の表題部，様式中の「1 事業名・懸案事項」，「担当課」，「2 事業概要」，「スケジュール」，「3 課題」，「4 実施状況・経過」，「5 問題点」及び「6 今後の事業推進・処理方針」欄の各項目名並びに「担当課」欄の内容を開示しているのみで，それ以外の部分は全て不開示としている。

ところで，条例第 11 条第 1 項の規定によれば，実施機関は，開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において，不開示情報が記録されている部分を容易に，かつ，開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは，当該不開示情報が記録されている部分を除いて，当該行政文書の開示をしなければならないとされている。

また，条例第 7 条第 3 項の規定によれば，「実施機関は，（中略）開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは，開示請求者に対し，当該各号に規定する書面によりその理由を示さなければならない」とされ，これは，通知書に，行政文書を開示しない理由（該当条項の明示を含む。）等を具体的かつ簡潔に記載することを実施機関に義務付けたものである。

しかしながら，本件処分において，実施機関は，各様式における表題部及び項目名並びに「担当課」の欄以外は全て不開示としながら，本件処分

に係る通知書に記載すべき開示しない部分及び理由を包括的に記載しているため、個別具体的に本件不開示部分のうちどの部分がどのような理由で条例第 10 条各号に該当するのか明らかにされているとはいえない。

そこで、当審査会において、実施機関に改めて確認し、本件不開示部分の不開示理由及び範囲を個別に見分したところ、別表に掲げる部分については、同表に掲げる理由により、条例第 10 条各号の不開示情報に該当する情報であると認められ、実施機関が不開示としたことは妥当であるが、同表に掲げる部分以外の部分については、同条各号のいずれの不開示情報にも該当すると認められないため、開示すべきである。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

上記 1 (2) に記載したとおり、本件処分における部分開示決定通知書の開示しない理由の記載内容は、条例第 7 条第 3 項の趣旨を踏まえると必ずしも十分とはいえないことから、実施機関においては、今後、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、通知書に開示しない理由及び部分を具体的かつ簡潔に記載すべきである。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名等）	不開示が妥当であると判断する部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
	6 今後の事業推進・処理方針	本文中 1 行目 2 文字目から 6 文字目まで及び 2 行目 6 文字目から 10 文字目まで	
東広島建設局	現状・課題 対応方針等	上から 4 欄目 5 行目から 7 行目まで 上から 4 欄目 1 行目から 7 行目まで	「現状・課題」及び「対応方針等」欄の課題認識、検討段階の処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。 また、公にすることにより、相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。
竹原支局工務課 （同課 1 枚目）	5 問題点 6 今後の事業推進・処理方針	本文中 1 行目及び 2 行目並びに 6 行目及び 7 行目 本文中 1 行目並びに 3 行目及び 4 行目	「5 問題点」欄の特定の団体に関する記述は、団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、第 3 号に該当するものと認められる。 また、同欄及び「6 今後の事業推進・処理方針」欄の現状認識、今後の処理方針に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。 また、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。
東広島建設局竹原支局維持管理課 （同課 1 枚目）	3 課題 4 実施状況・経過	本文中 2 行目から 4 行目まで 本文中 2 行目 12 文字目から 47 文字目まで、4 行目 12 文字目	「3 課題」及び「4 実施状況・経過」欄の課題認識及び処理経過の記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生

文書区分 （「担当課」等）	欄 （項目名等）	不開示が妥当であると判断する部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第10条各号該当性）
		から32文字目まで及び10行目23文字目から28文字目まで	<p>じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第5号に該当するものと認められる。</p> <p>また、公にすることにより、相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第6号に該当するものと認められる。</p>
竹原支局 工務課 （同課3 枚目）	5 問題点 6 今後の事業推進・処理方針	本文中1行目から9行目まで（見出し符号を除く。） 本文中1行目から7行目まで（見出し符号を除く。）	<p>「5問題点」及び「6今後の事業推進・処理方針」欄の課題認識及び処理方針の記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第5号に該当するものと認められる。</p> <p>また、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第6号に該当するものと認められる。</p>
竹原支局 仁賀ダム 建設事業所	5 問題点	本文中1行目から6行目まで（見出し符号を除く。）	<p>「5問題点」欄の課題認識の記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第5号に該当するものと認められる。</p>
東広島建設局竹原支局維持管理課 （同課2 枚目）	2 事業概要 5 問題点	本文中1行目16文字目及び17文字目 本文中1行目から2行目まで	<p>「2事業概要」の個人に関する記述は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であるため、第2号に該当するものと認められる。</p> <p>「5問題点」欄の実施機関の認識に関する記述は、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、第5号に該当するとともに、相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第6号に該当するものと認められる。</p>

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20. 6. 6	・ 諮問を受けた。
平成 20. 6. 11	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成 20. 7. 1	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成 20. 7. 23	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
平成 21. 6. 30	・ 異議申立人から意見書を収受した。
令和 2. 6. 19 (令和 2 年度第 2 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2. 9. 25 (令和 2 年度第 5 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2. 10. 23 (令和 2 年度第 6 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授